

目次

第1章 基本的事項	2
1. 計画目的	2
2. 基準年度・計画期間・目標年度	2
3. 対象範囲	2
4. 対象とする温室効果ガス	2
第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標	3
1. 基準年度の二酸化炭素排出量	3
2. 排出要因別エネルギー等使用量及び二酸化炭素排出量	3
3. 要因別の排出状況	4
4. 削減目標	4
第3章 具体的な取組	5
1. 太陽光発電等の再生可能エネルギーの積極導入	5
2. 施設設備の改善等	5
3. 物品購入等	5
4. その他の取組	6
第4章 推進・点検体制及び進捗状況の公表	8
1. 推進体制	8
2. 点検体制	8
3. 進捗状況の公表	8
第5章 実績報告	9
1. 温室効果ガスの削減目標	9
2. 実績	10
2.1 温室効果ガス排出量（二酸化炭素）	10
2.2 発生源毎の割合	11
2.3 施設（課）別排出量	12
2.4 要因別排出量	17
3. 評価と今後の課題	18
嘉手納町地球温暖化防止推進本部設置要綱	19
嘉手納町地球温暖化防止実行計画の推進・点検・評価等の体制と役割	22
実行計画推進組織図	24
資料編	25

第1章 基本的事項

1. 計画目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第21条第1項に基づき都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画として策定するものである。

嘉手納町が行うすべての事務・事業の実施に当たっては、実行計画に基づき温室効果ガス排出量の削減に向けてさまざまな取り組みを行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

2. 基準年度・計画期間・目標年度

実行計画の基準年度を令和元年度とし、計画期間を令和2年度～令和7年度までの5年間とする。目標年度については、令和7年度とする。

なお、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとする。

※ 基準年度とは、各年度における温室効果ガス排出量の増減を比較検討するための基準として、各地方自治体が独自に設定する年度をいう。

3. 対象範囲

実行計画は、嘉手納町役場が行うすべての事務・事業及び管理施設等とする。ただし、温室効果ガス排出量の基準値や経年変化の値において、算定の対象となる施設（以下「算定対象施設」という。）は表1-1の施設とする。

嘉手納町が行うすべての事務・事業及び管理施設等以外の公共施設・公共組織等に対しても、可能な限り実行計画の趣旨に沿った取り組みを実践するように要請する。

表1-1 対象施設一覧（41施設）

No.	施設名	No.	施設名
1	屋良幼稚園・小学校	22	兼久海浜公園
2	嘉手納幼稚園・小学校	23	嘉手納公園
3	嘉手納中学校	24	屋良ふれあいパーク
4	学校給食共同調理場	25	屋良第2公園
5	嘉手納町第二保育所	26	ちびっこ広場
6	嘉手納町第三保育所	27	あしびな
7	嘉手納町総合福祉センター	28	ロータリー広場
8	嘉手納町リサイクルセンター	29	嘉手納町役場（本庁）
9	嘉手納町葬斎場	30	ロータリープラザ
10	青少年センター(旧:食料品加工センター)	31	街路灯まとめ
11	嘉手納町スポーツドーム	32	公共駐車場施設灯
12	嘉手納町陸上競技場	33	嘉手納町商業研修等施設
13	野國總管公園	34	嘉手納町漁業用施設
14	屋良城跡公園	35	嘉手納町集出荷施設
15	東区コミュニティーセンター	36	嘉手納町マルチメディアセンター
16	中央区コミュニティーセンター	37	嘉手納町町民の家
17	北区コミュニティーセンター	38	嘉手納地区学習供用施設・児童館
18	南区コミュニティーセンター	39	屋良地区体育館・児童館
19	西区コミュニティーセンター	40	嘉手納野球場
20	西浜区コミュニティーセンター	41	嘉手納町兼久体育館
21	水釜公園		

4. 対象とする温室効果ガス

実行計画で、削減対象とする温室効果ガスは、法律で定められた削減対象となる7種類のガスのうち、二酸化炭素を対象とする。

第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

1. 基準年度の二酸化炭素排出量

嘉手納町の事務・事業における基準年度（令和元年度）の二酸化炭素総排出量は、3,724,378 kg-CO₂である。

表2-1 基準年度（令和元年度）の二酸化炭素総排出量

区 分	排出量 (kg-CO ₂)
二酸化炭素 (CO ₂)	3,724,378 kg-CO ₂

2. 排出要因別エネルギー等使用量及び二酸化炭素排出量

表 2-2 排出要因別エネルギー等使用量及び二酸化炭素排出量（基準年度：令和元年度）

項 目	単位	使用量	CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂)	排出割合 (%)
電気	kWh	4,541,278	3,573,985	96.0
A重油	ℓ	32,650	88,481	2.4
ガソリン	ℓ	15,845	36,761	1.0
L P G	m ³	1,348	4,043	0.1
灯油	ℓ	4,084	10,169	0.3
軽油	ℓ	4,240	10,939	0.3
二酸化炭素合計			3,724,378	

（注）CO₂排出量は小数点以下の数字は切り捨てた値とする。

※排出係数 電 気：0.787kg-CO₂/kWh A重油：2.71 t-CO₂/kl

ガソリン：2.32 t-CO₂/kl L P G：3.00kg-CO₂/m³

灯 油：2.49 t-CO₂/kl 軽 油：2.58 t-CO₂/kl

電気の排出係数は、各年度の比較が容易に出来るように令和元年度（令和3年1月公表※）の値0.787 kg-CO₂/kWhを使用する。

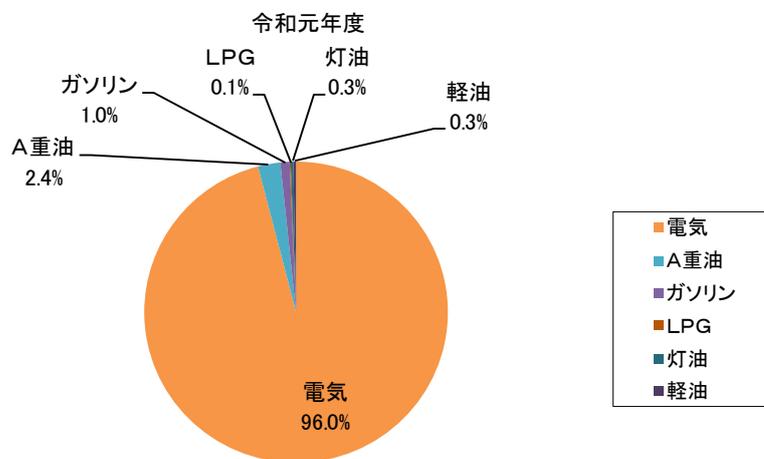
温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル Ver4.7（環境省、経済産業省 令和3年1月）

※令和3年7月一部修正

3. 要因別の排出状況

基準年度である令和元年度の二酸化炭素排出量を排出要因別に見ると、電気の使用に伴って排出される二酸化炭素が全体の96.0%を占め、次いでA重油の使用が2.4%、ガソリンの使用が1.0%、灯油の使用が0.3%、軽油の使用が0.3%、LPGの使用が0.1%となっている。

図2-1 基準年度（令和元年度）における二酸化炭素排出量の排出要因



(注) 四捨五入のため、合計値が合わないことがある。

4. 削減目標

令和元年度を基準年として、計画期間の最終年度である令和7年度の二酸化炭素排出量を、5%削減することを目指す。

表2-3 基準年度排出量（令和元年度）及び目標年度排出量（令和7年度）

区分	基準年度排出量 令和元年度	削減目標	目標年度排出量 令和7年度
二酸化炭素 (CO ₂)	3,724,378 kg-CO ₂	5%	3,538,159 kg-CO ₂

第3章 具体的な取組

1. 太陽光発電等の再生可能エネルギーの積極導入

- ・太陽光発電システム等を、既存の公共施設等への順次導入に努め、新設する公共施設等においてもその導入に努める。
- ・太陽光発電システムや、その他の再生可能エネルギーの導入については、補助金等を積極的に活用する。

2. 施設設備の改善等

- ・施設の新築、改築をする時は、環境に配慮した工事を実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した施設等を整備し、適正な管理に努める。
- ・断熱性能に優れた窓ガラスを導入する。
- ・既存の公共施設及び防犯灯・街路灯の高効率照明（LED照明）等への切替え、高効率空調の更新を行い、全庁的な省エネ・節電を図る。
- ・公共施設の緑化を推進する。
- ・雨水の有効利用に配慮した構造とする。
- ・省エネルギー型設備を積極的に導入する。

3. 物品購入等

- ・特殊車両を除く公用車について、更新の際には、次世代自動車（電気自動車、水素自動車等）の導入を図る。
- ・電気製品等の購入、レンタルの際には、環境負荷の少ないもの（省エネルギータイプ）の購入に努める。
- ・事務用品は、詰め替えやリサイクル可能な消耗品を購入する。
- ・環境ラベリング（エコマーク、グリーンマーク等）対象製品を購入する。

4. その他の取組

(1) 電気使用量の削減

- ・冷房温度の適正管理を行う。
- ・効果的・計画的な事務処理に努め、残業の削減を図り照明の点灯時間の削減に努める。
- ・昼休みや時間外及びトイレ、給湯室等に利用者がいない場合など、不必要箇所の消灯を行う。
- ・退庁時に身の回りの電気器具の電源が切られていることを確認する。
- ・OA機器等の電源をこまめに切るように努める。

(2) 燃料使用量の削減

- ・エコドライブの周知を図る。
- ・公用車の急発進、急加速をしない。
- ・公用車を適正に整備・管理し、車を離れるときはエンジンを切り、無駄なアイドリングを控え排気ガスの削減に努める。
- ・カーエアコンについては、適切な温度設定を行う。
- ・ボイラー(設置施設)の適正運転を維持する。

(3) ゴミの減量、リサイクル

- ・物品の再利用や修理による長期利用に努め、ゴミの減量化を図る。
- ・廃棄物の分別排出の徹底に努める。
- ・使い捨て容器の購入は極力控える。

(4) 用紙類

- ・コピー用紙等の購入量の抑制を図る。
- ・両面印刷、裏面コピー、縮小コピーを徹底し、用紙の削減に努める。
- ・リサイクル用紙の購入に努める。
- ・会議用資料や事務手続きの一層の簡素化を図る。
- ・使用済み封筒の再使用など、封筒の使用の合理化を図る。

(5) 水道

- ・日常的に節水を心がける。
- ・自動水栓、節水コマなどの節水型機器の導入に努める。

(6) 環境保全に関する意識向上、率先実行の推進

- ・職員向けに環境保全研修等を行う。
- ・ノーマイカーデーなど、環境保全を奨励する日や月間を設ける。
- ・職員が参加出来る環境保全活動について、必要な情報提供を行う。
- ・クールビズ・ウォームビズを推進する。
- ・家庭においても、環境に配慮した生活を目指す。

(7) 来庁者への協力依頼等

- ・庁舎構内では、車両のアイドリング・ストップについて協力を求める。
- ・庁舎内の照明、室温調整、廃棄物の分別回収、階段の利用等への理解と協力を求める。
- ・その他、本計画の取り組みについて周知を図る。

第4章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

1. 推進体制

嘉手納町は、「嘉手納町地球温暖化防止推進本部設置要綱」により、「推進本部」「推進部会」「推進担当者」「事務局」を設け、計画の着実な推進と進行管理を行う。

計画の推進体制は「実行計画推進組織図」の通りである。

(1) 推進本部

嘉手納町長を本部長、副町長を副本部長とし、その他、課長等の構成員をもって組織する。

計画の策定、見直し及び計画の推進点検を行う。

(2) 推進部会

推進部会は本部長に指名された職員で構成する。

実行の評価・実施状況の課題・解決策の抽出等を行う。

(3) 推進担当者（エコリーダー）

各課及び各出先機関に1名以上の「推進担当者」を置く。「推進担当者」は計画の推進及び進捗状況を把握しつつ、事務局と連携し、計画の総合的な推進を図る。

(4) 事務局

事務局を産業環境課に置き、計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行う。

2. 点検体制

点検体制は、「嘉手納町地球温暖化防止実行計画の推進・点検・評価等の体制と役割」により、「事務局」は、「推進担当者」を通し、定期的に進捗状況の把握を行い、年1回の点検評価を行う。さらに、点検評価を踏まえて「推進本部」において見直しの検討、取り組み方針の決定を行う。

3. 進捗状況の公表

計画の進捗状況、点検評価結果及び、直近年度の温室効果ガス排出量については、年1回嘉手納町広報誌やホームページ等により公表する。

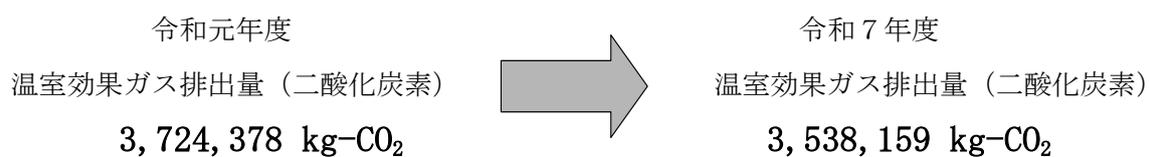
第5章 実績報告

1. 温室効果ガスの削減目標

嘉手納町は、地球温暖化問題に取り組むため、令和3年4月に嘉手納町の事務・事業から排出する温室効果ガス（二酸化炭素）の削減目標と目標達成に向けた取り組みの3次計画を作成した。

削減目標

令和元年度を基準として計画期間の最終年度である令和7年度の二酸化炭素排出量を、5%削減することを目指す。（※1）



※1 沖縄電力排出係数は、0.787kg-CO₂/kWhに統一

温室効果ガス排出量算定・報告マニュアルVer4.7（環境省、経済産業省 令和3年1月）

2. 実績

2.1 温室効果ガス排出量（二酸化炭素）

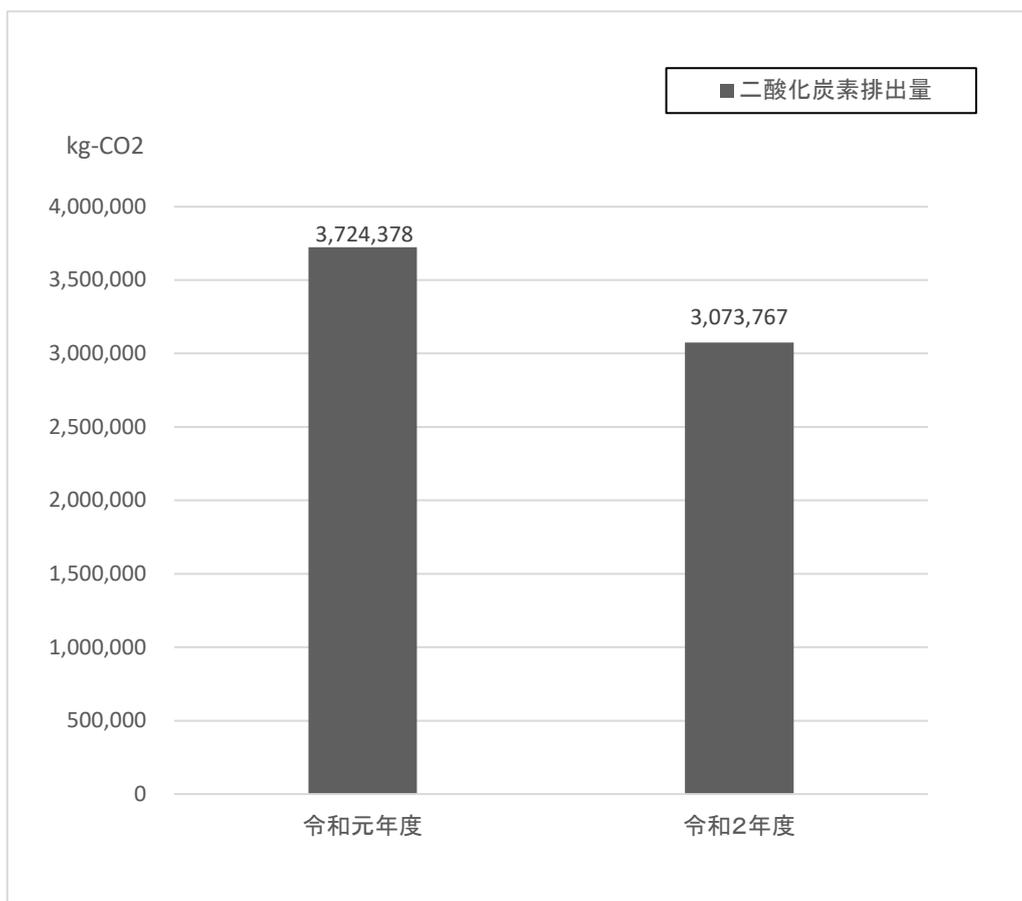
令和2年度実績 **3,073,767** kg-CO₂

嘉手納町の令和2年度の温室効果ガス排出量（二酸化炭素）は、3,073,767 kg-CO₂であり、令和元年度実績に対し、約17.5%減少となった。

表5-1 二酸化炭素の総排出量の経年変化（単位：kg-CO₂）

区分	令和元年度	令和2年度
温室効果ガス （二酸化炭素） 総排出量（t-CO ₂ ）	3,724,378	3,073,767
令和元年度比（%）	—	△ 17.5

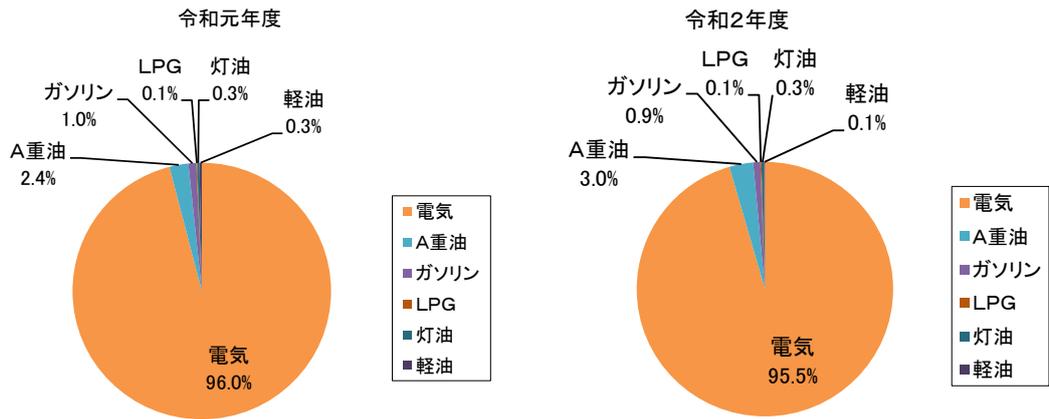
図5-1 二酸化炭素総排出量及び経年変化



2.2 発生源毎の割合

令和2年度で最も排出量の割合が高い二酸化炭素発生源は、電気使用量の95.5%であり、以下A重油が3.0%、ガソリンが0.9%、灯油が0.3%、LPGが0.1%、軽油が0.1%と続いている。

図5-2 発生源の割合



(注) 四捨五入のため、合計値が合わないことがある

図5-3 二酸化炭素発生源の経年変化

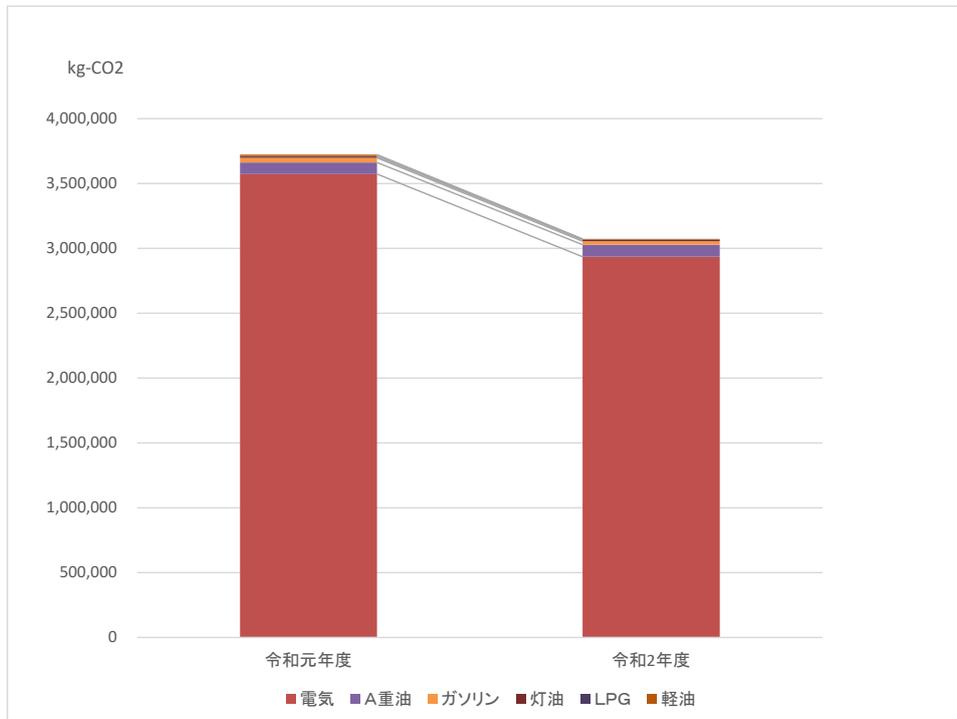


表5-2 嘉手納町対象組織及び施設の要因別のCO₂排出量の基準年比較

項目	単位	令和元年度		令和2年度		基準年比較 CO ₂ 排出量 (Kg-CO ₂)
		使用量	CO ₂ 排出量 (Kg-CO ₂)	使用量	CO ₂ 排出量 (Kg-CO ₂)	
電気	kWh	4,541,278	3,573,985	3,731,077	2,936,357	-637,628
A重油	ℓ	32,650	88,481	34,080	92,356	3,875
ガソリン	ℓ	15,845	36,761	11,940	27,700	-9,061
LPG	m ³	1,348	4,043	1,303	3,907	-136
灯油	ℓ	4,084	10,169	3,871	9,638	-531
軽油	ℓ	4,240	10,939	1,477	3,809	-7,130
二酸化炭素合計			3,724,378		3,073,767	-650,611

2.3 施設（課）別排出量

2.3.1 電気による排出量

対象施設別の電気による排出量をみると、41 施設のうち、7 施設が基準年度より増加し、33 施設は減少となった。

表 5-3 基準年度より電気による CO₂ 排出量が増加した施設

施設名	令和元年度 (新基準年度)	令和2年度	基準年比較 (差分)
嘉手納町第三保育所	52,967	54,136	1,169
屋良城跡公園	3,473	12,478	9,005
北区コミュニティーセンター	13,673	17,307	3,634
西区コミュニティーセンター	15,266	19,772	4,506
西浜区コミュニティーセンター	9,412	16,439	7,027
屋良ふれあいパーク	3,889	4,123	235
ちびっこ広場	250	319	68

(注) 小数点以下を四捨五入しているため、増加差分の計算が合わないことがある

表 5-4 基準年度より電気による CO₂ 排出量が減少した施設

施設名	令和元年度 (新基準年度)	令和2年度	基準年比較 (差分)
屋良幼稚園・小学校	305,857	188,990	-116,867
嘉手納幼稚園・小学校	402,724	366,725	-36,000
嘉手納中学校	293,191	267,221	-25,969
学校給食共同調理場	212,941	203,476	-9,465
嘉手納町第二保育所	65,318	56,226	-9,092
嘉手納町総合福祉センター	170,163	157,820	-12,343
嘉手納町リサイクルセンター	587	289	-298
嘉手納町葬斎場	2,533	1,275	-1,258
嘉手納町商業研修等施設	28,816	27,753	-1,063
嘉手納町漁業用施設	31,635	30,041	-1,594
嘉手納町集出荷施設	6,411	4,931	-1,480
青少年センター(旧:嘉手納町食料品加工センター)	5,823	3,666	-2,157
嘉手納町町民の家	4,325	2,210	-2,115
嘉手納地区学習供用施設・児童館	41,776	40,365	-1,410
屋良地区体育館・図書館	20,396	18,510	-1,886
嘉手納町球場	44,767	33,632	-11,134
嘉手納町兼久体育館	29,245	22,214	-7,031
嘉手納町スポーツドーム	102,256	85,563	-16,692
嘉手納町陸上競技場	35,158	30,138	-5,020
嘉手納町マルチメディアセンター	429,884	275,429	-154,455
野國總管公園	1,552	1,426	-126
東区コミュニティーセンター	18,142	14,348	-3,794
中央区コミュニティーセンター	14,851	10,829	-4,022
南区コミュニティーセンター	14,226	11,232	-2,994
水釜公園	1,620	1,487	-132
兼久海浜公園	105,973	73,378	-32,595
嘉手納公園	897	620	-277
屋良第二公園	1,404	1,163	-241
あしびな	730	715	-15
ロータリー広場	2,000	1,774	-226
嘉手納町役場(本庁)	580,898	473,491	-107,407
ロータリープラザ	476,514	382,574	-93,940
公共駐車場施設灯	22,444	22,274	-171

(注) 小数点以下を四捨五入しているため、増加差分の計算が合わないことがある

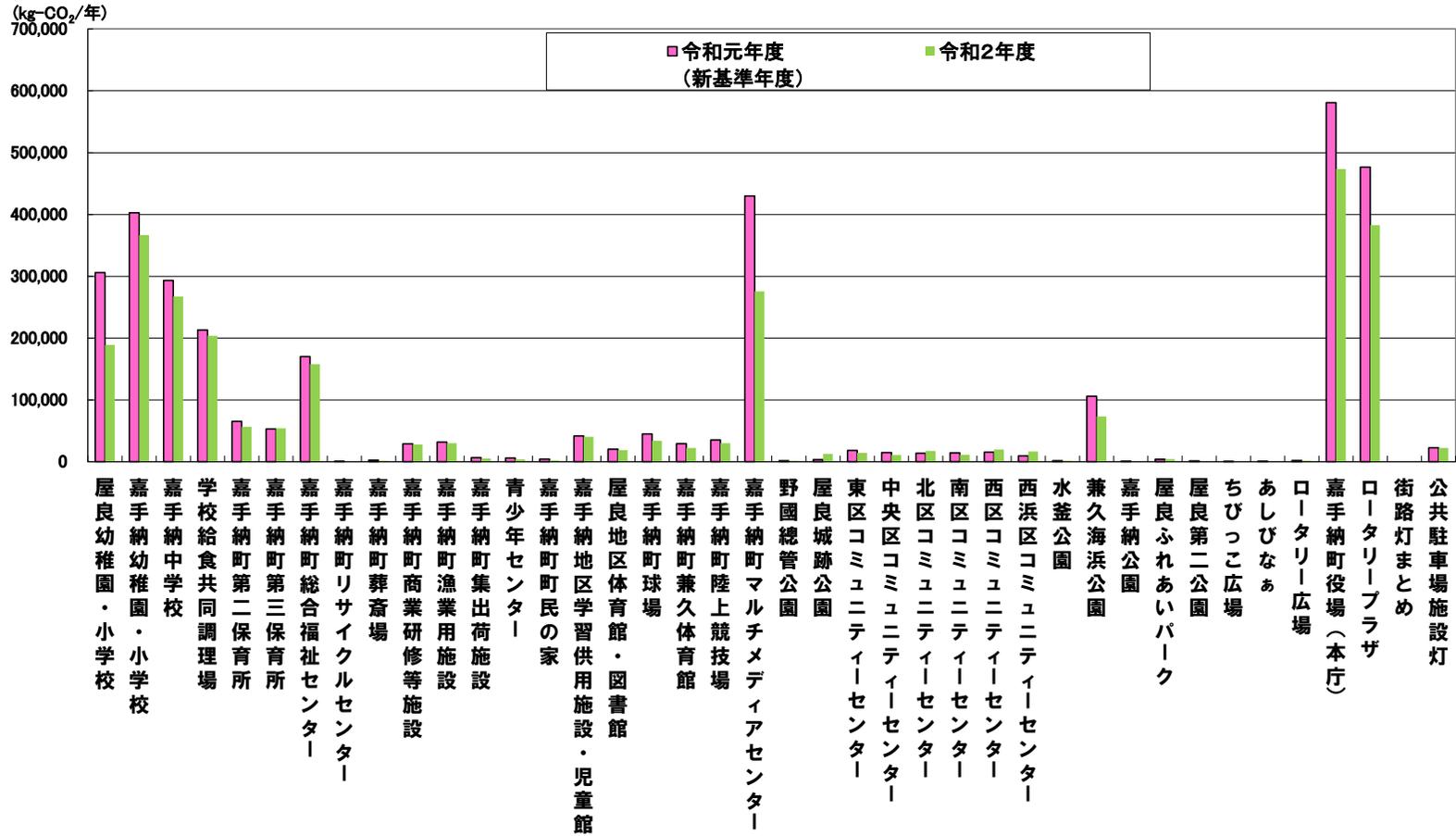
多くの施設の電気による二酸化炭素排出量が減少した要因について、主な施設と主に考えられる要因を述べる。

多くは施設における照明 LED 化、設備の更新などが要因として考えられたが、全体的に電気使用量が減少しているため、コロナ禍における休校や、施設の開放自粛による施設使用日数の減少も大きな要因であると考えられた。

表 5-5 二酸化炭素排出量減少施設と要因

施設名	減少の要因	
屋良幼稚園・小学校	令和 2 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校の新校舎が供用開始。 ・ 新校舎の照明は全て LED 照明を導入、自家消費型の太陽光発電設備の設置
嘉手納幼稚園・小学校	令和元年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校校舎の全ての照明の LED 化工事を実施
嘉手納中学校		<ul style="list-style-type: none"> ・ 空調設備の更新が令和元年度冬季に実施
兼久海浜公園	令和元年	<ul style="list-style-type: none"> ・ ソフトボール場照明機器の LED 化工事を実施
マルチメディアセンター	令和 2 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空調設備の更新による使用停止期間があった ・ 照明機器の LED 化工事 ・ 入居事業者が退去した

図 5-4 対象施設別電気による CO₂ 排出量と経年変化



2.3.2 化石燃料による排出量

対象組織（課）別の化石燃料による排出量をみると、排出量が増加した組織（課）は、学校給食共同調理場が97,708kg-CO₂（4,011kg-CO₂増加）、教育指導課1,876kg-CO₂（1,443kg-CO₂増加）、産業環境課5,768kg-CO₂（1,302kg-CO₂増加）となっている。

排出量が減少した組織（課）は、教育総務課が872kg-CO₂（8,967kg-CO₂減少）、子ども家庭課12,357kg-CO₂（2,960kg-CO₂減少）、都市建設課5,327kg-CO₂（2,079 kg-CO₂減少）と続いている。

なお、化石燃料による排出量は、A重油、ガソリン、LPG、灯油、軽油の合計である。

図5-5 対象組織（課）別化石燃料によるCO₂排出量と経年変化

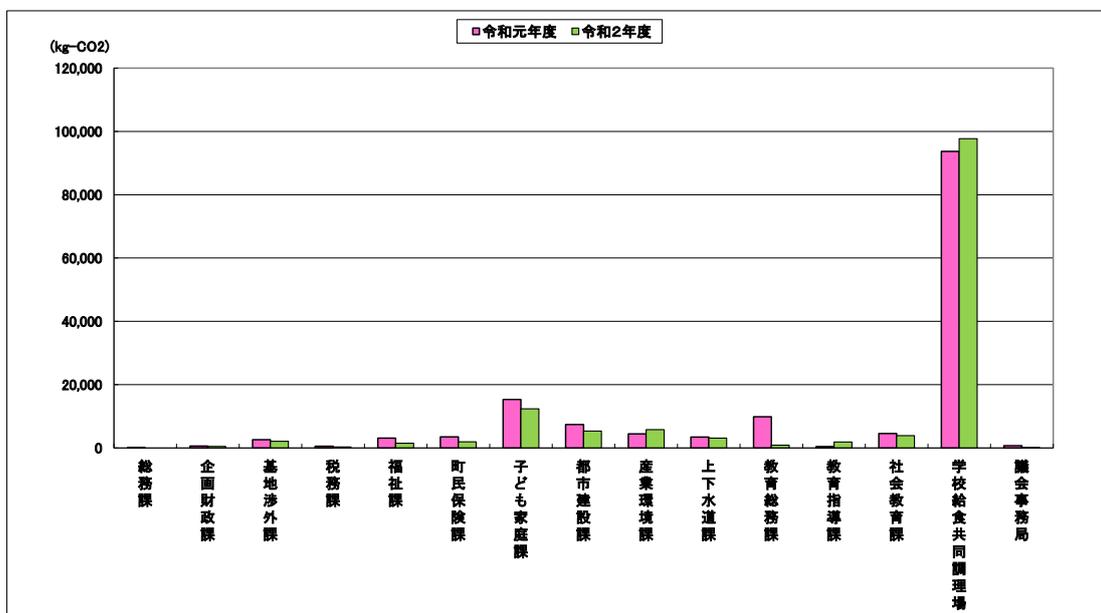


表5-6 対象組織（課）別化石燃料によるCO₂排出量

	課名	ガソリン	軽油	灯油	A重油	LPG	課計	令和元年度との差分 kg-CO ₂
		kg-CO ₂						
総務部	総務課	0	0	0	0	0	0	-57
	企画財政課	487	0	0	0	0	487	-124
	基地渉外課	2,096	0	0	0	0	2,096	-533
	税務課	335	0	0	0	0	335	-225
福祉部	福祉課	1,522	0	0	0	0	1,522	-1,573
	町民保険課	1,927	0	0	0	0	1,927	-1,601
	子ども家庭課	1,846	0	9,639	0	872	12,357	-2,960
建設部	都市建設課	4,523	804	0	0	0	5,327	-2,079
	産業環境課	5,768	0	0	0	0	5,768	1,302
	上下水道課	3,132	0	0	0	0	3,132	-308
教育委員会	教育総務課	770	0	0	0	102	872	-8,967
	教育指導課	818	0	0	0	1,058	1,876	1,443
	社会教育課	3,874	0	0	0	43	3,917	-669
	学校給食共同調理場	513	3,006	0	92,357	1,832	97,708	4,011
	議会事務局	90	0	0	0	0	90	-642

2.4 要因別排出量

対象組織（課）及び施設の要因別の二酸化炭素排出量をみると、A重油が92,356 kg-CO₂（3,875 kg-CO₂増加）と増加し、その他電気は2,936,357 kg-CO₂（637,628 kg-CO₂減少）、ガソリンが27,700 kg-CO₂（9,061 kg-CO₂減少）、軽油が3,809 kg-CO₂（7,130kg-CO₂減少）、灯油が9,638 kg-CO₂（531 kg-CO₂減少）、LPGが3,907 kg-CO₂（136kg-CO₂減少）と減少している。

図5-6 要因別の二酸化炭素排出量

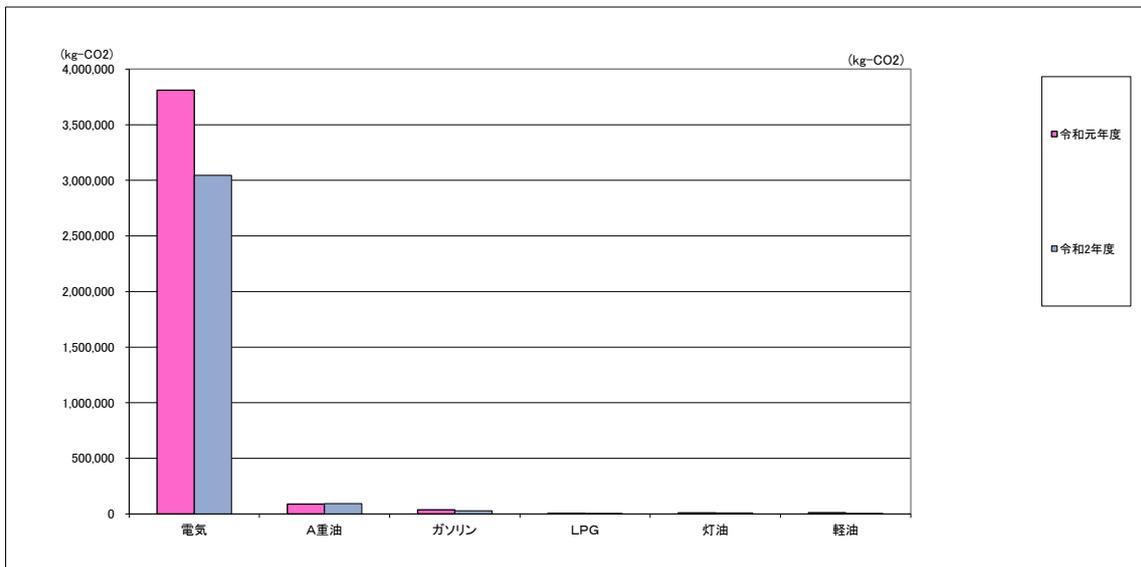


表5-7 嘉手納町対象組織及び施設の要因別の二酸化炭素排出量

項目	単位	令和元年度			令和2年度		
		使用量	CO ₂ 排出量 (Kg-CO ₂)	構成比 (%)	使用量	CO ₂ 排出量 (Kg-CO ₂)	構成比 (%)
電気	kWh	4,541,278	3,573,985	96.0	3,731,077	2,936,357	95.5
A重油	ℓ	32,650	88,481	2.4	34,080	92,356	3.0
ガソリン	ℓ	15,845	36,761	1.0	11,940	27,700	0.9
LPG	m ³	1,348	4,043	0.1	1,303	3,907	0.1
灯油	ℓ	4,084	10,169	0.3	3,871	9,638	0.3
軽油	ℓ	4,240	10,939	0.3	1,477	3,809	0.1
二酸化炭素合計			3,724,378	100.0		3,073,767	100.0

3. 評価と今後の課題

令和2年度の温室効果ガス排出量は、3,037,767kg-CO₂であり、基準年度の令和元年度の実績値に対し、約17.5%減少となっている。

排出要因別の、二酸化炭素排出量は基準年度である令和元年度の実績値に対し電気(約17.8%減少)、A重油(約4.4%増加)、ガソリン(約24.6%減少)、LPG(約3.4%増加)、灯油(約5.2%減少)、軽油(約65.2%減少)となっており、全体的な温室効果ガスの減少が見られた。

これらの要因としては、施設の太陽光パネルの設置、照明のLED化、空調の設備の更新などを図ったことが主であると考えられ、温室効果ガス削減の効果があつたものと見られる。一方で、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により、嘉手納町内の学校は休校が増えたことや、公共施設の開放自粛による施設使用日数及び施設の利用人数の減少などが見られたことなども、温室効果ガスの減少の大きな要因と考えられる。

したがって、今後のコロナの情勢も鑑みつつ、データについて考察していくことが重要である。

今後は更なる対象施設の太陽光パネルの設置・照明のLED化を図ることや、公用車への温室効果ガスを排出しない次世代自動車の導入を検討し、脱炭素社会の実現に向けた取り組みを継続していくこととする。

嘉手納町地球温暖化防止推進本部設置要綱

(設置)

第1条 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条に基づき、嘉手納町地球温暖化防止実行計画（以下「実行計画」という。）の策定等を行うため、嘉手納町地球温暖化防止推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 実行計画の策定に関すること。
- (2) 実行計画の推進及び見直しに関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認めること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び委員をもって組織する。

- 2 本部長は、町長をもって充て、副本部長は副町長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(平28訓令7・一部改正)

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、本部の会務を総理し、本部を代表する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、本部長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 本部は、その所掌事項を遂行するため、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(推進部会)

第6条 本部に第2条に規定する事項の調査、研究等をさせるため、推進部会を置くことができる。

- 2 推進部会は、課長及び主幹のうちから本部長が指名する者をもって組織する。
- 3 推進部会に部会長を置き、当該推進部会に属する者のうちから本部長が指名する。
- 4 推進部会に副部会長を置き、当該推進部会に属する者のうちから部会長が指名する。
- 5 推進部会は、実行計画に基づく削減状況等の点検を行い、本部に報告しなければならない。

(平 28 訓令 7・一部改正)

(準用規定)

第7条 第4条及び第5条の規定は、推進部会について準用する。この場合において、これらの規定中「本部長」とあるのは「部会長」と、「本部」とあるのは「推進部会」と、「副本部長」とあるのは「副部会長」と、「委員」とあるのは「推進部会に属する者」と読み替えるものとする。

(エコリーダー)

第8条 各課に推進担当者としてエコリーダーを置くこととし、各課等の長をもって充てる。

- 2 エコリーダーは、各課等において実行計画に基づく取組に際して、中心的な役割を担うものとし、実行計画への取組を率先して行わなければならない。
- 3 エコリーダーは、所属課内における実行計画の周知徹底に努めると共に、所属職員の意識啓発を推進しなければならない。
- 4 エコリーダーは、実行計画の取組状況について実績調査や取組状況の点検評価等を行い、その結果について前条に規定する推進部会へ報告しなければならない。

(庶務)

第9条 本部及び推進部会の庶務は、産業環境課において処理する。

(委任)

第10条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が本部に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成 26 年 6 月 2 日から施行する。

附 則(平成 27 年訓令第 16 号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則(平成 28 年訓令第 7 号)

この訓令は、平成 28 年 4 月 7 日から施行する。

別表(第 3 条関係)

(平 27 訓令 16 ・ 一部改正、平 28 訓令 7 ・ 旧別表第 1 ・ 一部改正)

別表 (第 3 条関係)

教育長
会計管理者
都市建設課長
総務課長
子ども家庭課長
教育総務課長

嘉手納町地球温暖化防止実行計画の推進・点検・評価等の体制と役割

嘉手納町役場全体が、嘉手納町地球温暖化防止実行計画（以下「実行計画」という。）に基づく行動等について、主体的・積極的に取り組み、温室効果ガスの削減に取り組んでいくことを方針とし、同取組の推進にあたっての役割等については、『嘉手納町地球温暖化防止推進本部設置要綱』に基づき以下のとおりとする。

① 本部長

本部長は町長とし、実行計画の推進・点検・評価を統括し、同計画の基本事項や必要事項について決定及び変更等を行うと共に、実行計画の実施に基づく活動の実施状況や温室効果ガスの排出量について公表等を行う。

② 嘉手納町地球温暖化防止推進本部

嘉手納町地球温暖化防止推進本部（以下「推進本部」という。）は、町長を本部長とし、副町長を副本部長、各課長等を委員として構成する。

推進本部では、実行計画の決定や変更等について協議を行うと共に、計画推進にあたっての取組方針等の決定・指示を行う。実行計画に基づく実施状況や温室効果ガスの排出量の公表内容について確認をする。

必要に応じて、各課・各施設の実施状況や検討事項について審議させる機関として推進部会を立ち上げることができる。

③ 事務局

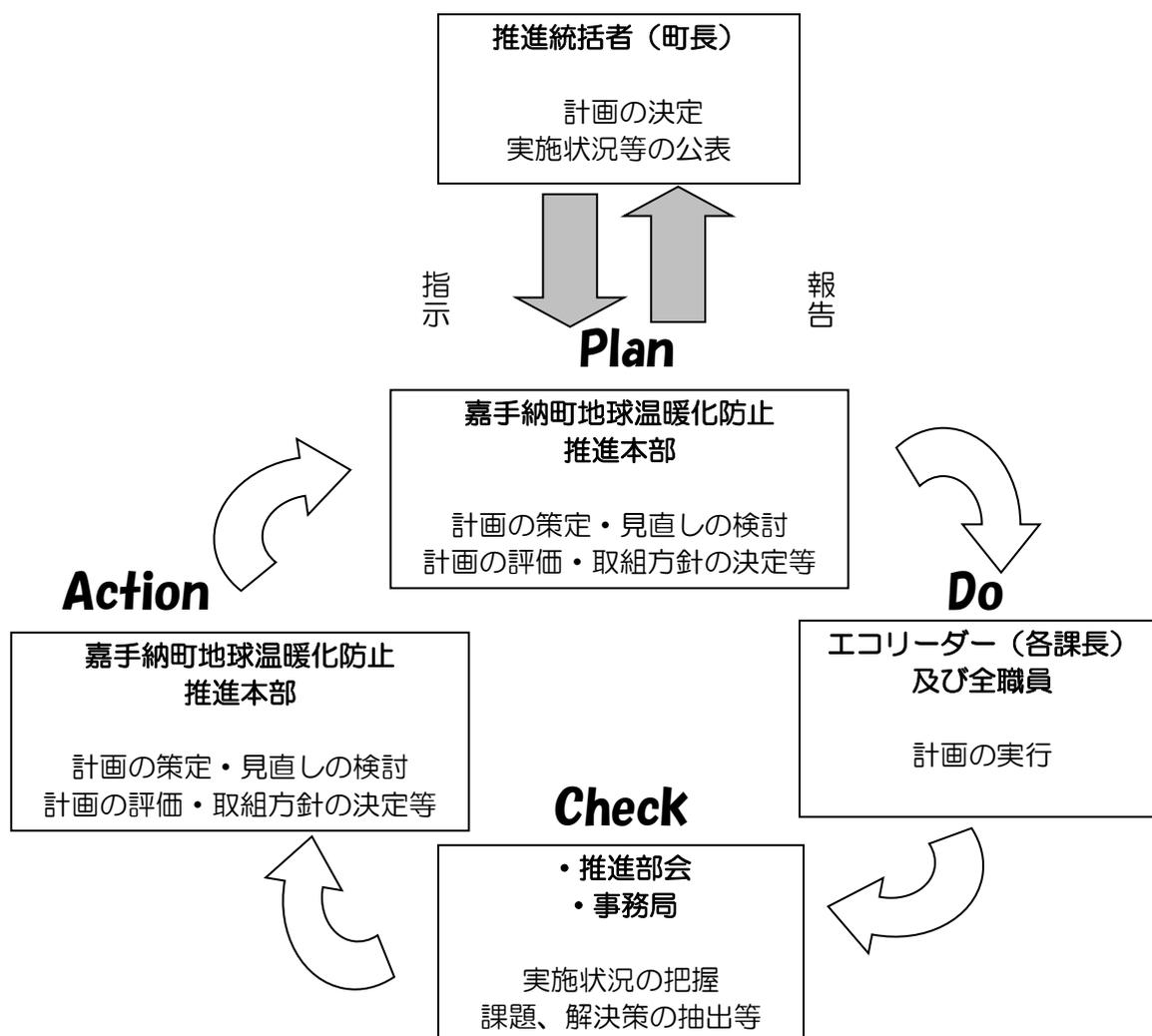
産業環境課が担う。実施状況の把握、各種データ等のとりまとめを行う。各課長等（エコリーダー）から実施状況の確認やヒアリング等を行い、実施における課題及び解決策等を検討し、その内容を推進本部または推進部会へ諮る。事務局は、推進本部の方針を受け、エコリーダー及び職員に対して指導や情報提供等を行う。

④ 推進部会

推進部会は本部長に指名された職員で構成し、実行計画の検討、実施状況の確認や意見交換を行い、実施における課題及び解決策等を検討し、その結果を推進本部へ報告する。

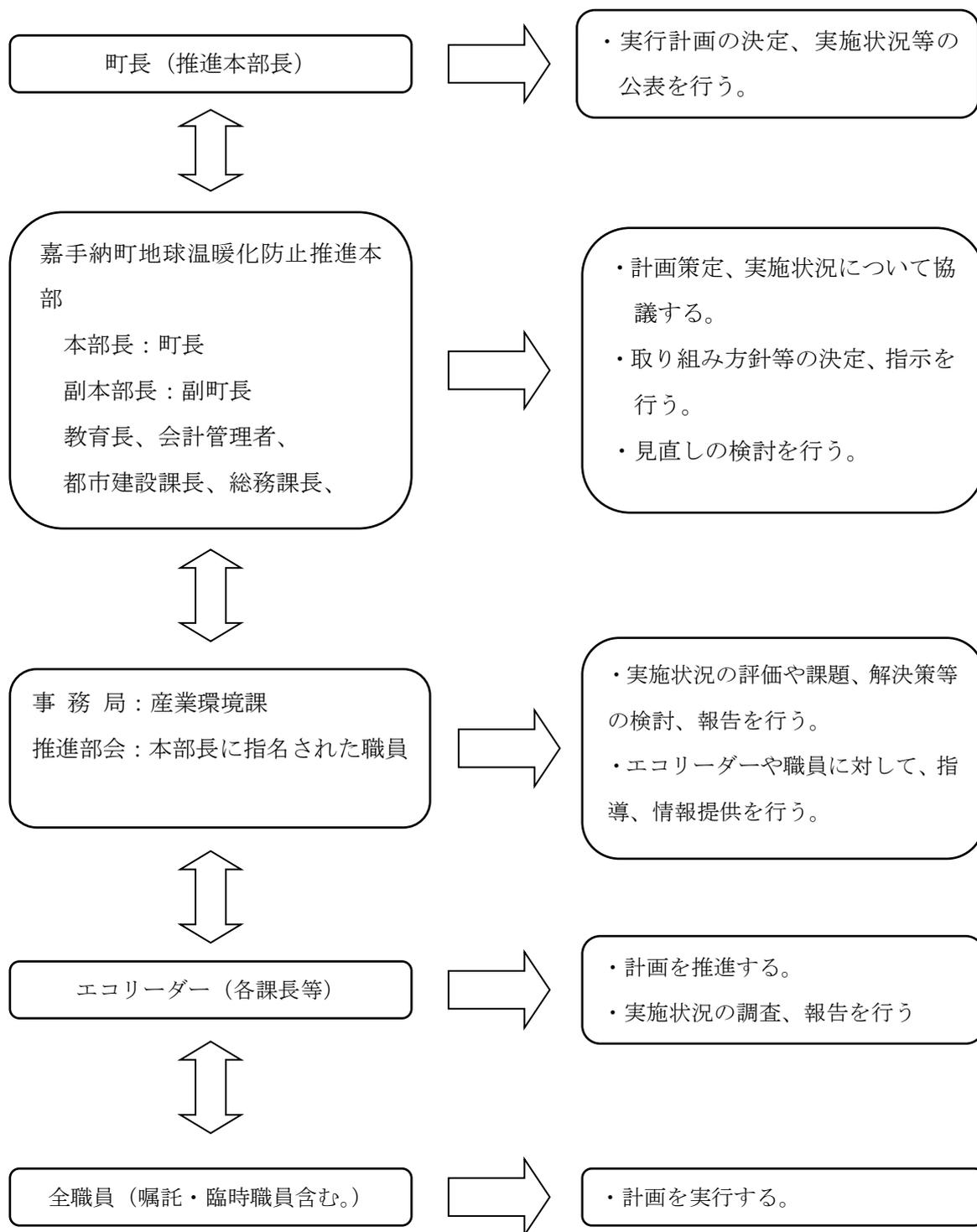
⑤ エコリーダー及び職員

推進担当者であるエコリーダーは、各所属課の課長等とし、実行計画の推進を図ると共に、実施状況等を事務局に報告を行うものとする。また職員は、エコリーダーへの協力を行うと共に、実行計画の目標達成に向けて、主体的・積極的な取り組みを行う。



段階	主体	内容
計画 (Plan)	推進本部	<ul style="list-style-type: none"> ・推進本部は計画の策定、取り組み方針の決定等を行う。 ・本部長は計画の決定及び変更を行い、全職員に対して実行の指示を行う。
実施 (Do)	<ul style="list-style-type: none"> ・エコリーダー ・職員 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員が目標達成に向けた主体的・積極的な行動をとる。 ・各課のエコリーダーは、実施状況等を報告書にまとめ、推進部会に報告する。
点検 (Check)	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局、推進部会 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局又は推進部会は、エコリーダーの報告等から実施状況を把握し、課題及び解決策の検討結果等を推進本部に報告する。
改善 (Action)	<ul style="list-style-type: none"> ・推進本部 	<ul style="list-style-type: none"> ・推進本部は、事務局等の報告・提案等を審議し、取組の改善、見直し等を行う。 ・実施状況から目標達成が困難であると認められる場合、外部機関の診断等の実施を取り入れるなど、課題の解決に努める。

実行計画推進組織図



資料編

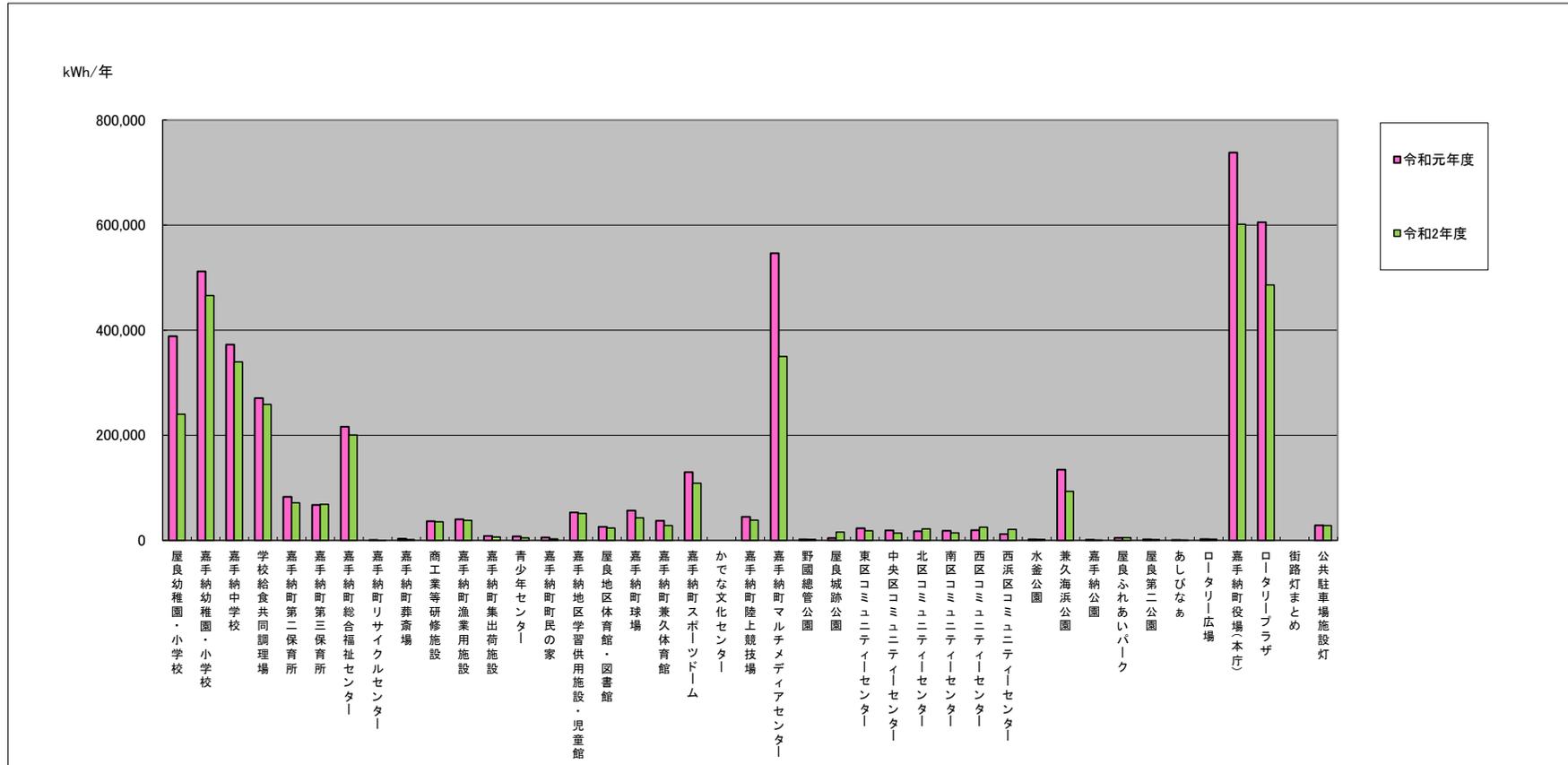
資-1.	施設別電気使用量と基準年との比較結果……………	26
	(令和元年度、令和2年度)	
資-2.	施設別電気使用量と経年変化(令和元年度、令和2年度) ……	27
資-3.	嘉手納町課別化石燃料使用量(令和元年度、令和2年度) ……	28
資-4.	課別ガソリン使用量と経年変化(令和元年度、令和2年度) ……	29
資-5.	課別軽油使用量と経年変化(令和元年度、令和2年度) ……	30
資-6.	課別灯油使用量と経年変化(令和元年度、令和2年度) ……	31
資-7.	課別A重油使用量と経年変化(令和元年度、令和2年度) ……	32
資-8.	課別LPG使用量と経年変化(令和元年度、令和2年度) ……	33
資-9.	嘉手納町対象組織及び施設の要因別の二酸化炭素排出量 ……	34
	(令和元年度、令和2年度)	
資-10.	環境関連用語集 ……	35

資-1. 施設別電気使用量と基準年の比較結果（令和元年度、令和2年度）

（単位：kWh/年）

施設名	契約種別	令和元年度 (基準年度)	令和2年度	基準年度の比較
屋良幼稚園・小学校	従量			62%
	低圧			
	業務用	388,637	240,140	
嘉手納幼稚園・小学校	業務用	511,721	465,978	91%
嘉手納中学校	業務用	372,542	339,544	91%
学校給食共同調理場	従量			
	低圧			
	高圧電力	270,573	258,546	
嘉手納町第二保育所	業務用	82,996	71,443	86%
嘉手納町第三保育所	業務用	67,302	68,788	102%
嘉手納町総合福祉センター	業務用	214,352	198,121	92%
嘉手納町リサイクルセンター	深夜A	1,865	2,413	129%
	従量	742	363	49%
	低圧	4	4	100%
嘉手納町葬斎場	従量	1,798	1,227	68%
	低圧	1,420	393	28%
嘉手納町商業研修等施設	従量	21,205	19,507	92%
嘉手納町漁業用施設	低圧	15,410	15,757	102%
	従量	14,428	13,622	94%
嘉手納町集出荷施設	低圧	25,769	24,549	95%
	従量	2,214	1,670	75%
青少年センター(旧:食料品加工センター)	低圧	5,932	4,595	77%
	従量	5,831	3,664	63%
嘉手納町町民の家	低圧	1,568	994	63%
	従量	3,020	1,512	50%
嘉手納地区学習供用施設・児童館	低圧	2,475	1,296	52%
	業務用	53,082	51,290	97%
屋良地区体育館・図書館	従量	19,009	16,247	85%
	低圧	6,907	7,273	105%
嘉手納町野球場	業務用	56,883	42,735	75%
嘉手納町兼久体育館	従量	37,160	28,226	76%
嘉手納町スポーツドーム	業務用	129,931	108,721	84%
かでな文化センター	業務用	(庁舎に含む)	(庁舎に含む)	
嘉手納町陸上競技場	業務用	44,674	38,295	86%
嘉手納町マルチメディアセンター	業務用	546,231	349,973	64%
野園總管公園	従量	1,972	1,812	92%
屋良城跡公園	公街灯B	4,383	14,966	341%
	低圧	30	889	2963%
東区コミュニティセンター	従量	14,248	13,094	92%
	低圧	8,804	5,137	58%
中央区コミュニティセンター	従量	16,750	12,407	74%
	低圧	2,121	1,353	64%
北区コミュニティセンター	従量		5,833	
	従量	6,478	9,435	146%
南区コミュニティセンター	低圧	10,896	6,723	62%
	従量	6,561	6,723	102%
西区コミュニティセンター	低圧	11,515	7,549	66%
	従量	9,295	10,206	110%
西浜区コミュニティセンター	低圧	10,103	14,917	148%
	従量	8,124	9,962	123%
水釜公園	低圧	3,835	10,926	285%
	従量	2,058	1,890	92%
兼久海浜公園	業務用・実量制	134,654	93,237	69%
嘉手納公園	公街灯B	1,140	788	69%
屋良ふれあいパーク	公街灯B	4,941	5,239	106%
屋良第二公園	公街灯B	1,784	1,478	83%
ちびっこ広場	従量	318	405	127%
あしびな	従量	928	909	98%
ロータリー広場	従量	2,541	2,254	89%
	低圧	0	0	
嘉手納町役場(本庁)	業務用	738,117	601,640	82%
ロータリープラザ	業務用	605,482	486,117	80%
街路灯まとめ		0	0	
公共駐車場施設灯		28,519	28,302	99%
		4,541,278	3,731,077	82%

資-2. 施設別電気使用量と経年変化（令和元年度、令和2年度）

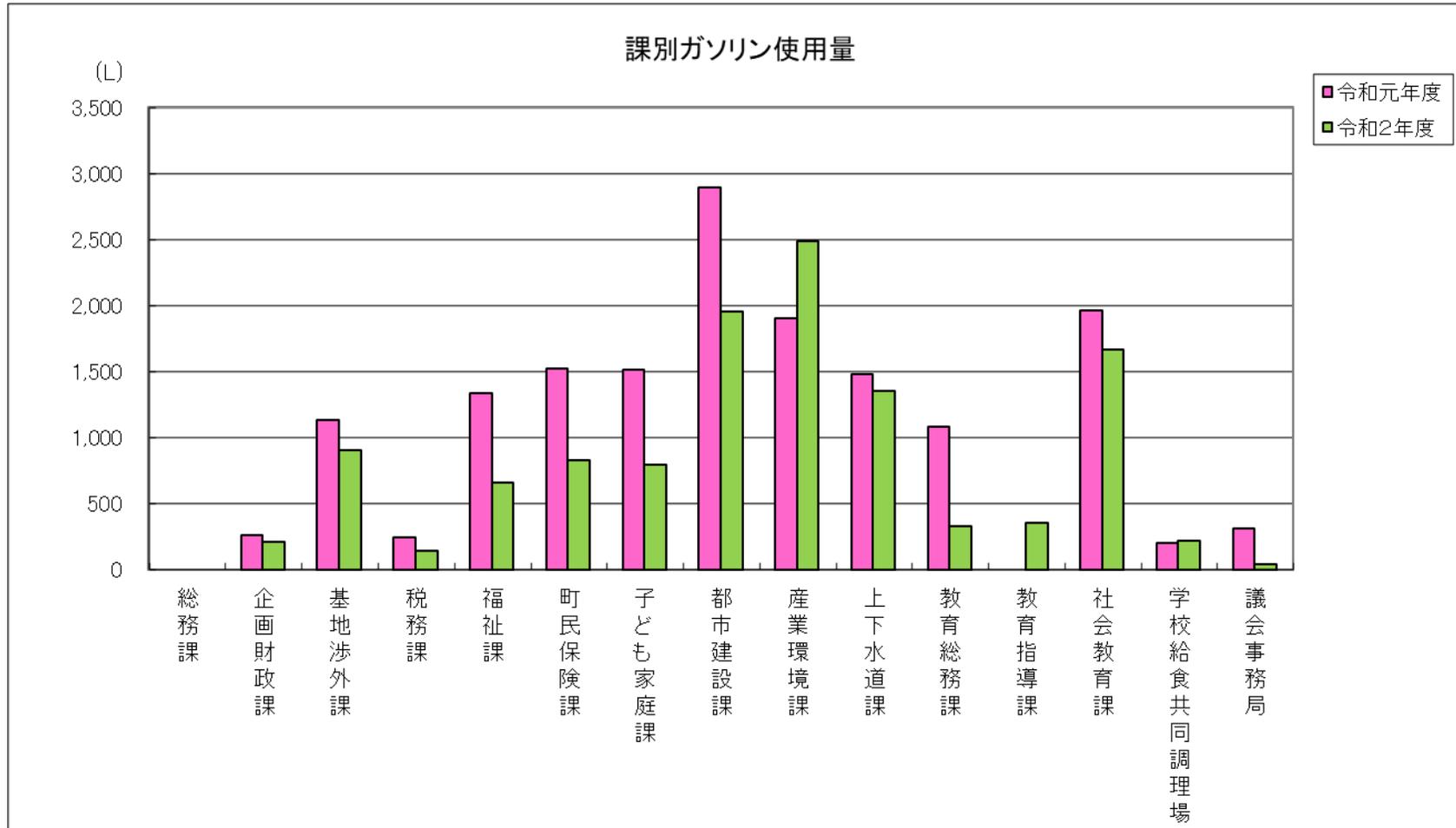


*は対象施設

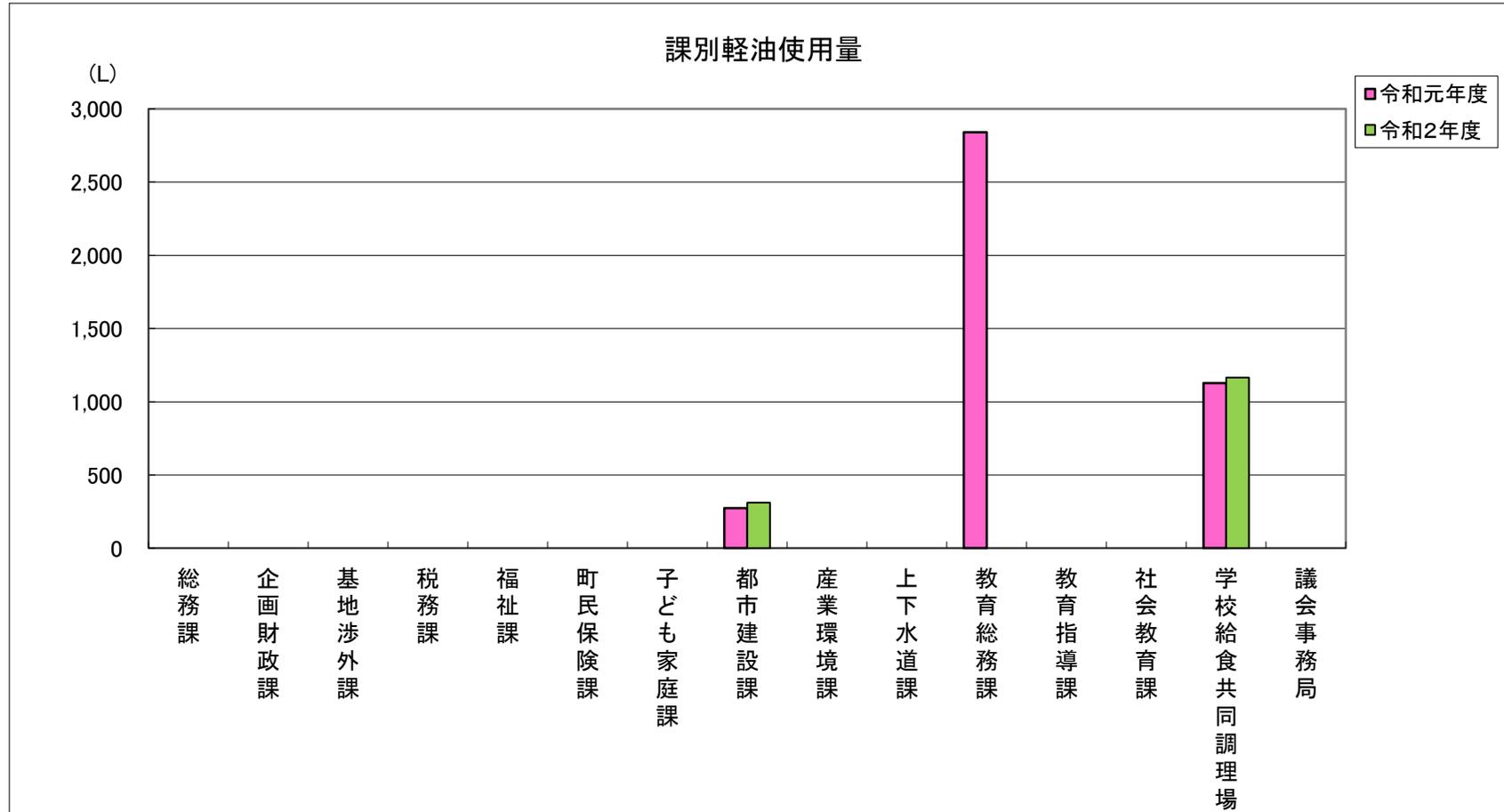
資-3. 嘉手納町課別化石燃料使用量（令和元年度、令和2年度）

組織名		令和元年度(基準年度)					令和2年度				
		ガソリン	軽油	灯油	A重油	LPG	ガソリン	軽油	灯油	A重油	LPG
		L	L	L	L	m3	L	L	L	L	m3
総務部	総務課	0.0	0.0	10.3	0.0	10.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	企画財政課	263.1	0.0	0.0	0.0	0.0	209.8	0.0	0.0	0.0	0.0
	基地渉外課	1,133.0	0.0	0.0	0.0	0.0	903.3	0.0	0.0	0.0	0.0
	税務課	241.6	0.0	0.0	0.0	0.0	144.5	0.0	0.0	0.0	0.0
福祉部	福祉課	1,334.1	0.0	0.0	0.0	0.0	656.2	0.0	0.0	0.0	0.0
	町民保険課	1,520.7	0.0	0.0	0.0	0.0	830.4	0.0	0.0	0.0	0.0
	子ども家庭課	1,514.4	0.0	4,074.0	0.0	553.1	795.8	0.0	3,871.0	0.0	290.6
建設部	都市建設課	2,888.4	273.0	0.0	0.0	0.0	1,949.5	311.5	0.0	0.0	0.0
	産業環境課	1,901.5	0.0	0.0	0.0	18.1	2,486.1	0.0	0.0	0.0	0.0
	上下水道課	1,482.7	0.0	0.0	0.0	0.0	1,350.0	0.0	0.0	0.0	0.0
教育委員会	教育総務課	1,082.9	2,839.9	0.0	0.0	0.0	331.9	0.0	0.0	0.0	34.1
	教育指導課	0.0	0.0	0.0	0.0	144.3	352.7	0.0	0.0	0.0	352.7
	社会教育課	1,962.3	0.0	0.0	0.0	11.1	1,669.8	0.0	0.0	0.0	14.4
	学校給食共同調理場	204.7	1,127.4	0.0	32,650.0	610.8	221.1	1,165.2	0.0	34,080.0	610.8
	議会事務局	315.6	0.0	0.0	0.0	0.0	39.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計		15,845.1	4,240.3	4,084.3	32,650.0	1,347.7	11,940.0	1,476.7	3,871.0	34,080.0	1,302.6

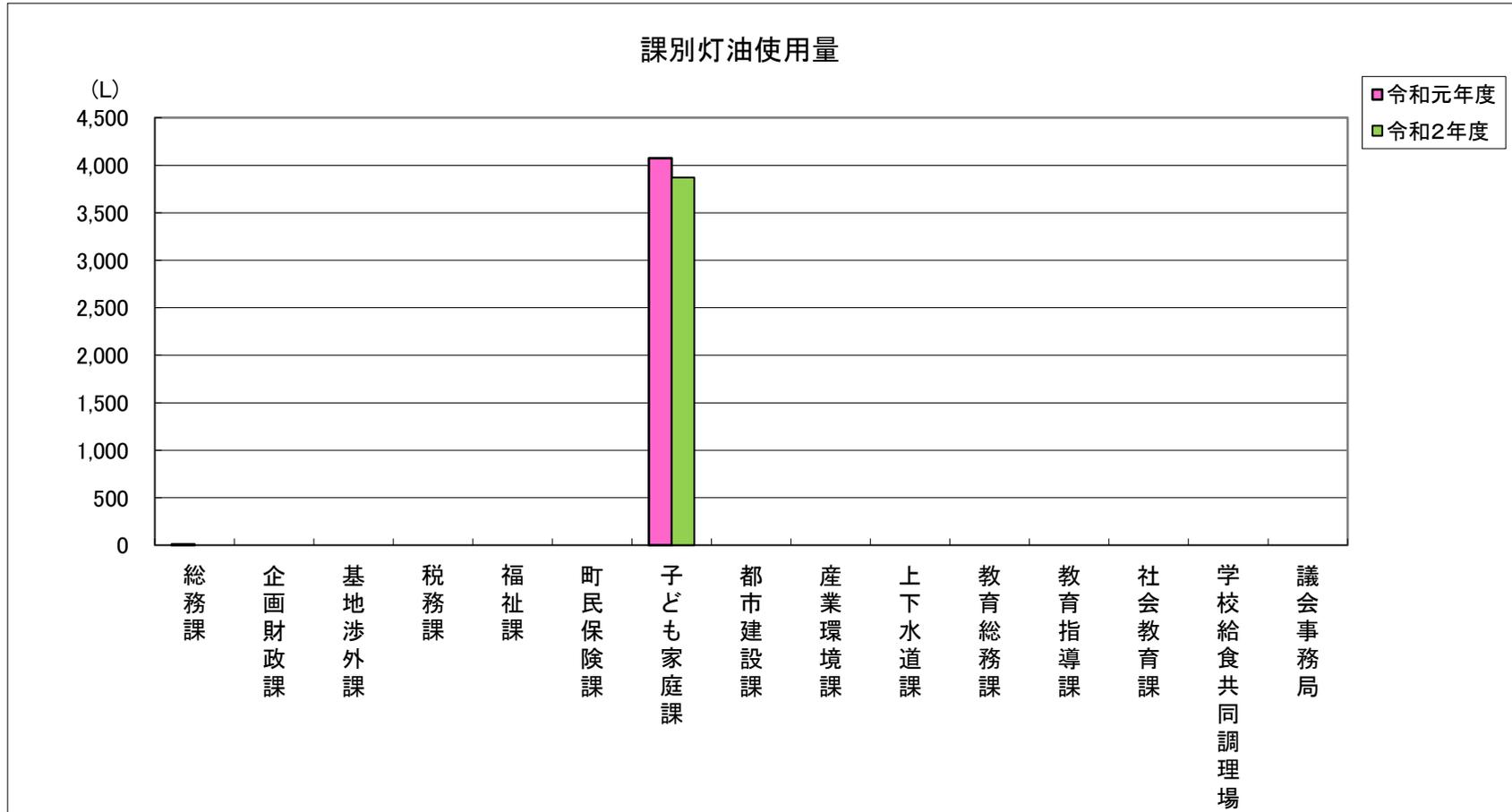
資-4. 課別ガソリン使用量と経年変化（令和元年度、令和2年度）



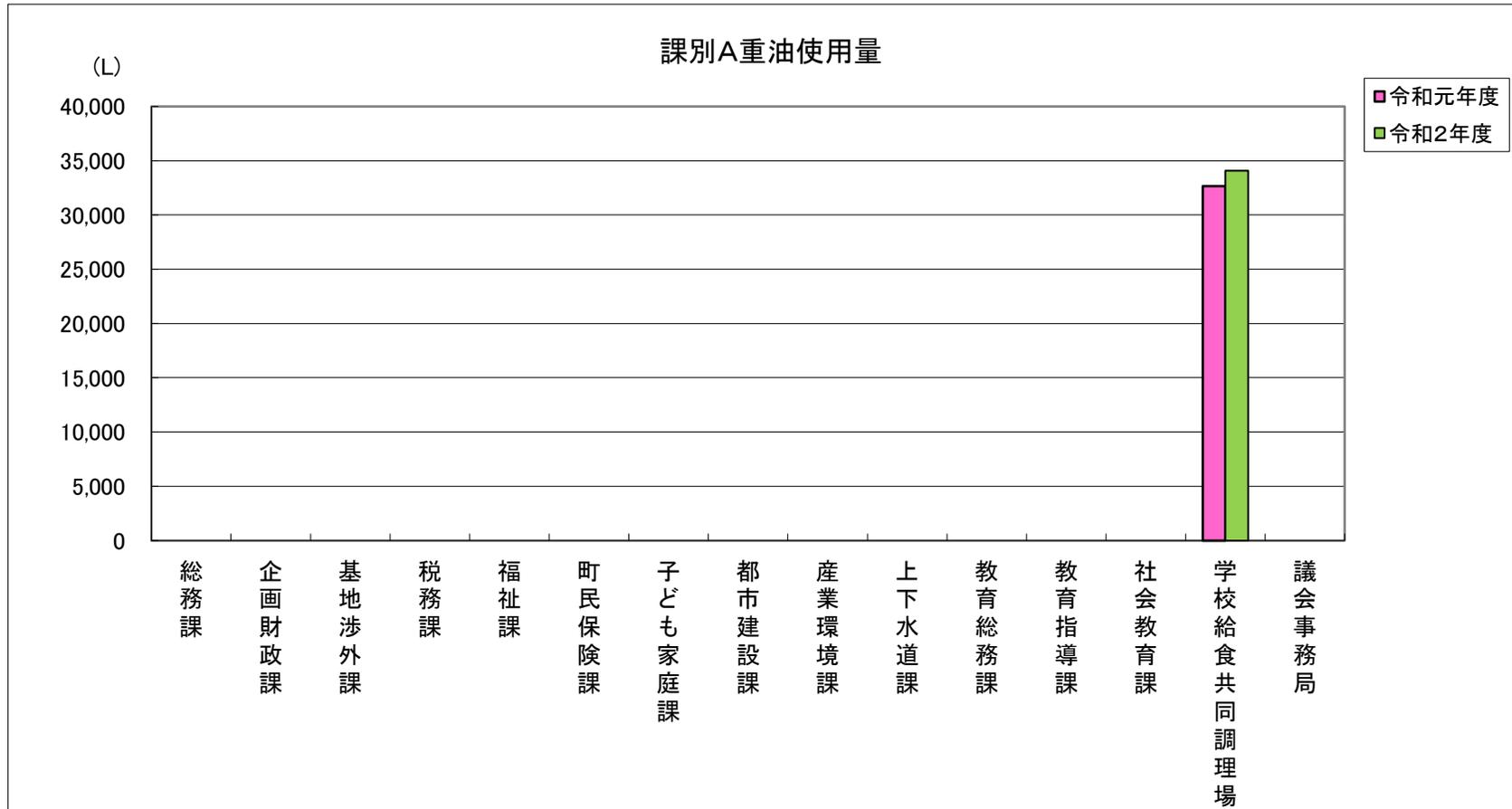
資-5. 課別軽油使用量と経年変化（令和元年度、令和2年度）



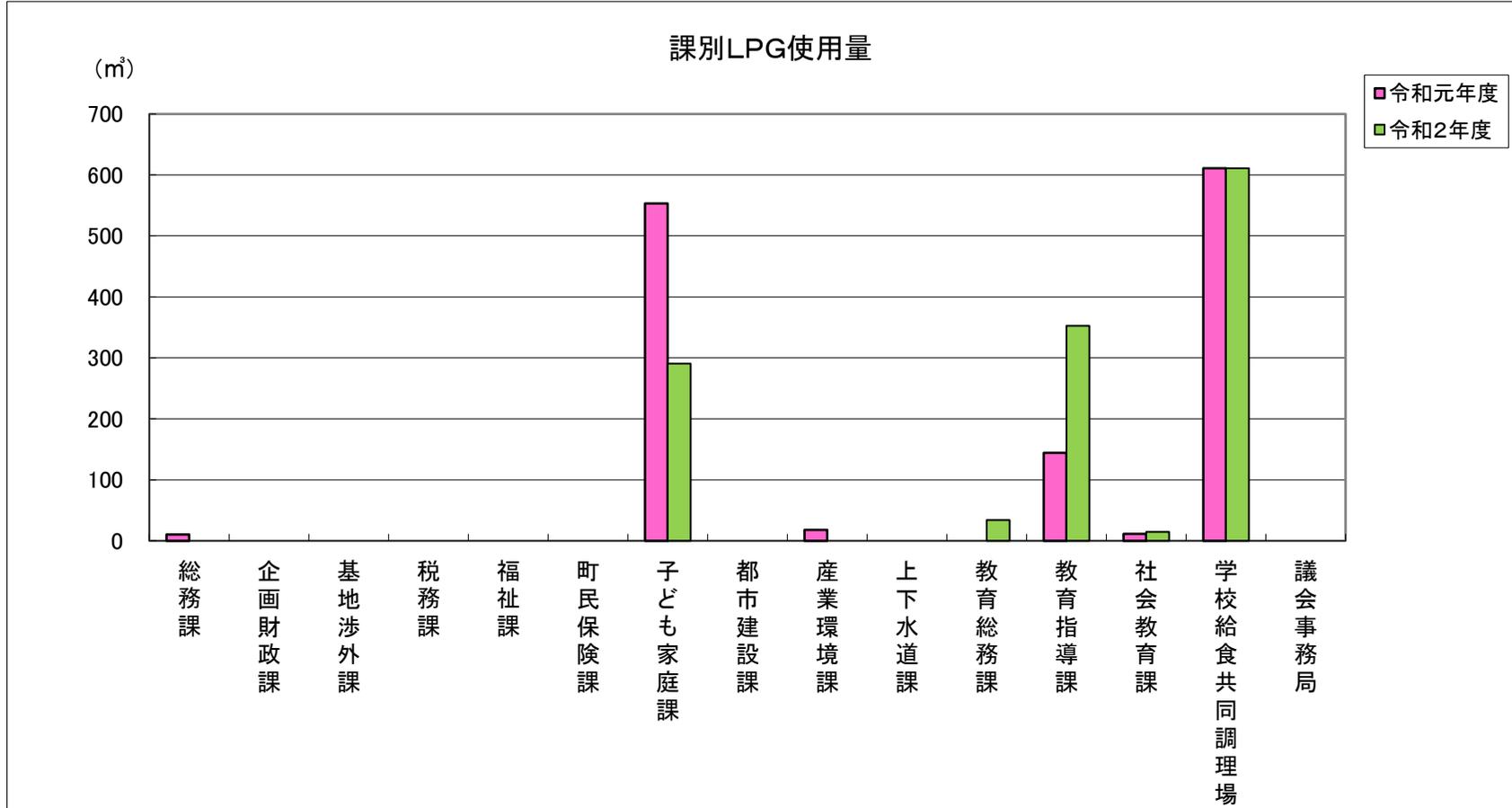
資-6. 課別灯油使用量と経年変化（令和元年度、令和2年度）



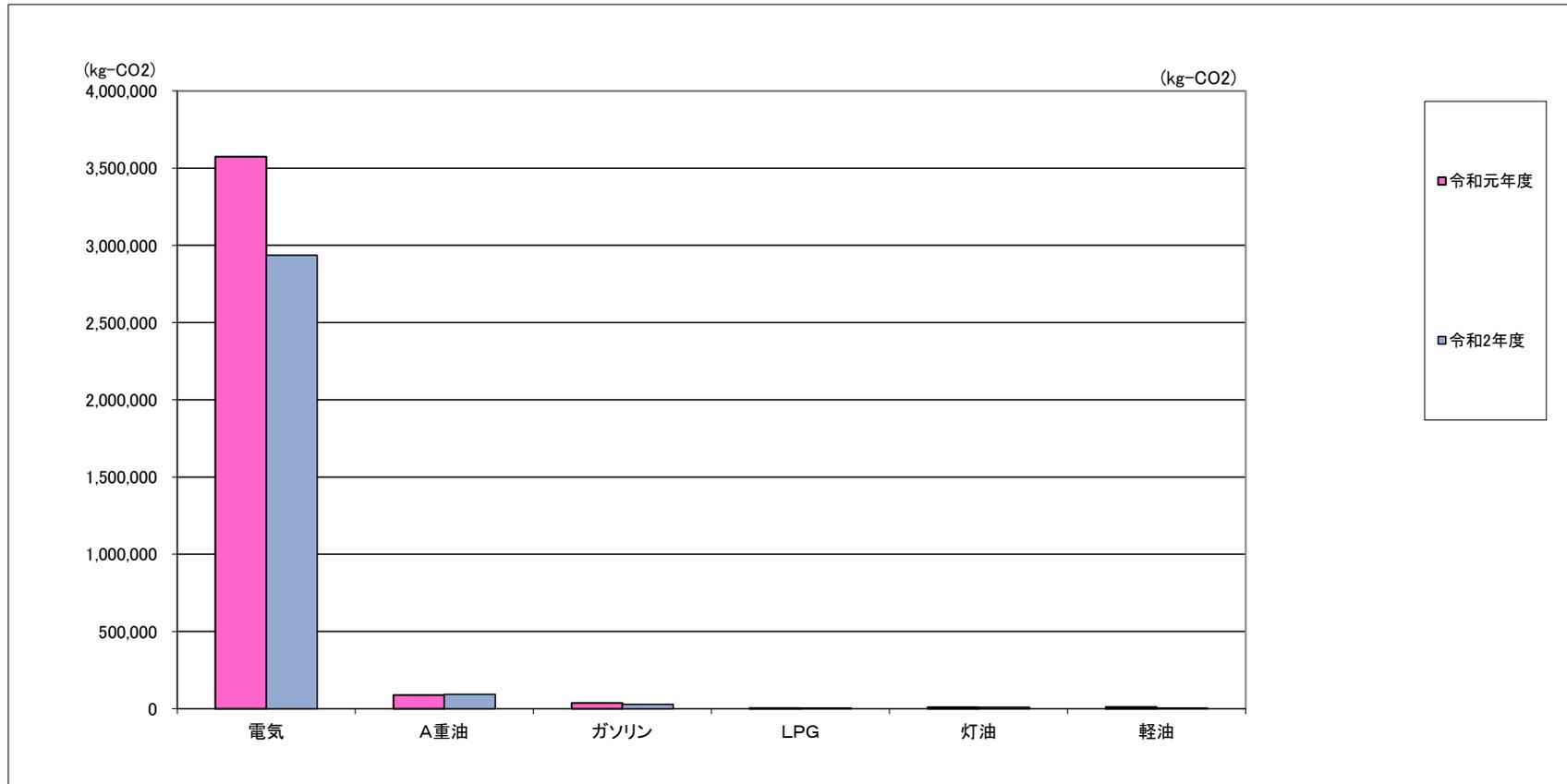
資-7. 課別A重油使用量と経年変化（令和元年度、令和2年度）



資-8. 課別LPG使用量と経年変化（令和元年度、令和2年度）



資-9. 嘉手納町対象組織及び施設の要因別の二酸化炭素排出量と経年変化
(令和元年度、令和2年度)



資-10. 環境関連用語集

ア行	アイドリング・ストップ	自動車の停車時にエンジンを切ること。不必要な燃料の消費を抑え、二酸化炭素の排出を抑制することがねらい。
	IPCC	→「気候変動に関する政府間パネル」参照。
	アジェンダ21	1992年ブラジルで開催された地球サミットで採択された持続可能な開発のための具体的な行動計画。大気、森林、砂漠、生物多様性、海洋等の分野ごとのプログラムのほか、実施のための資金協力などの制度のあり方を138項目にわたり規定している。
	一酸化二窒素	常温常圧では無色の気体。麻酔作用があり、笑気とも呼ばれる。温室効果ガスの一つで、温室効果の強さは二酸化炭素を1とすると、一酸化二窒素は100位である。
	エコドライブ	アイドリング・ストップやタイヤの空気圧点検、空ぶかしを控えるなど、環境に配慮した運転のこと。
	ESCO事業	Energy Service Companyの略称で、工場やビルの省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、それまでの環境を損なうことなく省エネルギーを実現し、さらにはその結果得られる省エネルギー効果を保証する事業。また、ESCOの経費はその顧客の省エネルギーメリットの一部から受取ることと特徴となっている。
	エネルギー原単位	エネルギー効率を表す値。たとえば、製品一単位を生産するのに必要なエネルギーの量など。
	エネルギー転換部門	二酸化炭素の排出統計に用いられる部門の一つ。石炭や石油などの一次エネルギーを電力などの二次エネルギーに転換する部門。発電所などがここに含まれる。
	LPG (Liquefied Petroleum Gas)	液化石油ガス。プロパン、ブタン等。
	オゾン層	オゾン濃度が比較的高い成層圏のことをいう。成層圏のオゾンは太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収して、地球上の生態系を保護している。
	温室効果	地球をとりまく大気が太陽から受ける熱を保持し、一定の温度を保つ仕組みのこと。二酸化炭素などの大気中の気体（温室効果ガス）が温室効果をもたらす。
	温室効果ガス	温室効果をもたらす大気中に拡散された気体のこと。とりわけ産業革命以降、代表的な温室効果ガスである二酸化炭素やメタンのほか、フロンガスなど人為的な活動により大気中の濃度が増加の傾向にある。京都議定書では、温暖化防止のため、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素のほかHFC類、PFC類、SF6が削減対象の温室効果ガスと定められた。
カ行	化石燃料	石炭、石油、天然ガスなどのエネルギー源。燃焼により二酸化炭素を発生し、地球温暖化の主要な原因物質。
	カーボンオフセット	日常生活による二酸化炭素の排出を相殺するために植林や自然エネルギーを利用しようというものである。
	カーボンニュートラル	ライフサイクルの中で、二酸化炭素の排出と吸収がプラスマイナスゼロのことを言う。化石燃料の代わりにバイオマスエネルギーの利用はカーボン・ニュートラルだと考えら

	れ、二酸化炭素の発生と固定を平衡し、地球上の二酸化炭素を一定量に保つことができる。また、二酸化炭素排出量を削減するための植林や自然エネルギーの導入などは、人間活動による二酸化炭素の排出量を相殺できることもカーボン・ニュートラルと呼ぶことがある。
家庭部門	二酸化炭素排出統計に用いられる部門の一つ。民生部門のうち業務部門以外の部門。
環境家計簿	家庭での電気、ガス、水道、灯油、ガソリンなどの使用量や支出額を集計して、二酸化炭素などの環境負荷を計算できるように設計された家計簿。環境家計簿は、二酸化炭素排出量を減らす実践的な行動につながるとともに、他の環境問題の解決にも貢献し、なおかつ家計の節約にも結びつけることを目的としている。
環境税	一般的には温暖化対策として温室効果ガスの排出量に応じて課税するといわれる炭素税のことを指す。
環境ラベリング制度	環境保全に役立つマークをつけて国民に推奨する制度のこと（エコマーク、グリーンマーク等）。
気候変動	気候変動の要因には自然の要因と人為的な要因があるが、近年では地球温暖化とほぼ同義で用いられることが多く、気候変動枠組条約では、地球の大気の組成を変化させる人間活動に直接又は間接に起因する気候の変化であって、比較可能な期間において観測される気候の自然な変動に対して追加的に生ずるものと定義されている。
気候変動適応計画	2018年6月に成立した気候変動適応計画に基づき同年11月に閣議決定された計画。「農業・林業・水産業」、「水環境、水資源」、「自然生態系」、「自然災害・沿岸域」、「健康」、「産業・経済活動」、「国際生活・都市生活」の7つの分野における気候変動の影響の概要と適応の基本的な施策が示されている。
気候変動適応法	気候変動への適応の推進を目的として2018年6月に制定された法律。 政府による気候変動適応計画の策定、環境大臣による気候変動影響評価の実施、国立研究開発法人国立環境研究所による気候変動への適応を推進するための業務の実施、地域気候変動適応センターによる気候変動への適応に関する情報の収集及び提供等の措置を講ずるものである。本法律に基づく気候変動適応計画は2018年11月に閣議決定された。
気候変動に関する政府間パネル (Intergovernmental Panel on Climate Change: IPCC)	1988年に開始された、UNEP（国連環境計画）とWMO（世界気象機関）が共催し、各国政府の任命する科学者が参加する会合。地球温暖化に関する最新の自然科学的および社会科学的知見をまとめ、地球温暖化対策に科学的基礎を与えることを目的としている。1990年に第1次評価報告書、1995年に第2次評価報告書、2001年に第3次報告書、2007年に第4次報告書、2013年に第5次報告書を取りまとめている。
気候変動枠組条約締約国会議（COP）	COPはConference of Partiesの略。1995年3月～4月にベルリンで第1回締約国会議（COP1）を開催。1997年12月に京都で開催されたCOP3では、2000年以降の地球温暖化対策の

		あり方を規程する議定書が採択された。毎年開催される締約国会議は、人類の未来を左右する会議として世界的に注目されている。
	基準年	温室効果ガスの削減に関し、基準となる年。京都議定書では基準年を原則的に1990年としている。ただし、HFC類、PFC類、SF6については1995年を基準年とすることができるとしている。
	キャップ・アンド・トレード方式	排出量取引において、排出枠が設定されている主体間で、排出枠の一部の移転（または獲得）を認める制度のこと。
	吸収源	大気中の二酸化炭素などの温室効果ガスを吸収し、比較的長期間にわたり固定することのできる森林や海洋などのこと。京都議定書では、先進締約国が温室効果ガス削減目標を達成する手段として、新規植林、再植林、土地利用変化などの活動を考慮することが規定されている。
	共同実施	先進締約国同士が、自国の数値目標達成のために共同して温室効果ガス排出削減や吸収の事業を実施し、排出削減単位をクレジットとして獲得する仕組み。
	クリーン開発メカニズム	先進国が途上国において共同で温室効果ガス削減プロジェクトを実施し、そこで得られた吸収分あるいは削減分を先進国がクレジットとして獲得し、自国の温室効果ガス削減量に充当できる仕組み。京都議定書に規定される柔軟性措置の一つ。
	グリーン購入	企業や国・地方公共団体が商品の調達や工事発注などに際し、できるだけ環境負荷の少ない商品や方法を積極的に選択するやり方。グリーン購入を率先して実施する企業や自治体などで構成する「グリーン購入ネットワーク」で基準などを取り決めている。
	COOLCHOICE (クールチョイス)	CO ₂ などの温室効果ガスの排出量削減のために、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」をしていこうという取組。
	コージェネレーション	発電に際し、電力に併せ同時に得られる熱も有効利用する方式。コージェネレーションにより、熱効率が改善し、二酸化炭素の排出削減につながる。
	工業プロセス	温室効果ガス排出統計に表れる部門の一つ。セメントの焼成キルンなどで石灰石を加熱することにより二酸化炭素を排出する生産工程のこと。
	交通需要管理 (Transportation Demand Management: TDM)	自動車交通の時間、経路、手段の変更、自動車の効率的な使用によって、交通量・交通流の平準化、分散化、軽減化を図ることで、交通渋滞の緩和を促す取り組み。
サ行	再生可能エネルギー	有限で枯渇の危険性を有する石油・石炭などの化石燃料や原子力と対比して、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、廃棄物の焼却熱利用・発電など。
	次世代自動車	窒素酸化物 (NO _x) や粒子状物質 (PM) 等の大気汚染物質お排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れて

		いるなどの環境にやさしい自動車。燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車など。
	持続可能な開発目標 (SDGs)	環境、経済、社会に関連する課題の解決を図り、17のゴール及び169のターゲットから構成される、途上国と先進国共通の持続可能な社会づくりを実現するための目標。
タ行	炭素換算	二酸化炭素 (CO ₂) の量を炭素 (C) 相当分で算出する方法。炭素換算値はCO ₂ の量に0.273を掛けて得られる。逆に炭素換算の値に3.67を掛けるとCO ₂ の量が得られる。
	炭素税	代表的な環境税の一つで、二酸化炭素排出につながる経済活動に課す税のこと。石油などの化石燃料に含有される炭素の量に応じて課税するのが一般的で、欧州ではスウェーデンなどですでに実施されている。
	地球温暖化係数 (Global Warming Potential:GWP)	二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素などの各種の温室効果ガス毎に定められる、温室効果の程度を示す値。温室効果を見積もる期間の長さによって変わる。100年間のGWPで比較して、メタンは二酸化炭素の約20倍、一酸化二窒素は約310倍、フロン類は数百～数千倍となる。
	窒素酸化物	ディーゼルエンジンなどオイル燃焼に際し排出される大気汚染物質。一酸化二窒素以外の窒素酸化物は温室効果をもたないが、逆に、上空でエアロゾルを形成し、温室効果を減少させる働きがある。
	トップランナー方式	積極的な省エネルギーを促すために政府が始めた政策の一つで、電気製品などの省エネ基準や自動車の燃費・排ガス基準を、市場に出ている機器の中で最高の効率のレベルを設定すること。
ナ行	燃料電池	反応をコントロールしながら水素と酸素などから電気を取り出すシステム。近い将来電気自動車への搭載が期待されている。
ハ行	バイオマス	エネルギー源として活用が可能な木製品廃材やし尿などの有機物のこと。再生可能エネルギーの一つ。発酵させ発生するメタンガスを燃料として利用することもある。
	ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	オゾン層を破壊しないことから、CFCsやHCFCsの規制に対応した代替物質として1991年頃から使用され始めた化学物質で、近年、その使用が大幅に増加している。HFCsは自然界には存在しない温室効果ガスで、100年間のGWPは、二酸化炭素の数百～11,700倍と大きい。1997年に採択された京都議定書には削減対象の温室効果ガスの一つに加えられた。
	パーク・アンド・ライド	都市部への自動車乗り入れを規制する手段の一つ。都市近郊に大型駐車場を設置し、そこから都心部へは公共の鉄道やバスなどで移動するシステム。イギリスなど欧州で広く実施されている。
	排出量取引	京都議定書に定められた各国の排出削減目標を達成するため、先進国間で排出量を売買する制度。国内の温室効果ガス削減努力に対し、補完的手段として認められた柔軟性措置の一つ。
	ハイブリッド自動車	複数の動力源 (ガソリンエンジン、ディーゼルエンジン、電気 (モーター)、油圧等) を組み合わせて低公害化や省

		エネルギー化を図った自動車のこと。現在、ガソリンエンジンとモーターを用いたものが実用化され、市販されている。
	パリ協定	2015年にフランスのパリで開催された国連気候変動枠組み条約第21国締約国会議（COP21）にて、2020年以降の気候変動対策について、先進国、開発途上国を問わず全ての締約国が参加した、公平かつ実効的な法的枠組み。世界全体の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求することが示された。
マ行	メタン	京都議定書の対象ガスの一つ。有機性の廃棄物の最終処分場、家畜のフン尿、水田、下水汚泥の嫌気性分解過程などから発生する。
	未利用エネルギー	海水、河川水、下水等の温度差エネルギー（夏は大気より冷たく、冬は大気より暖かい水）、発電所排熱、変電所排熱、都市排熱（清掃工場、地下鉄等の排熱）等のこと。
	モーダルシフト	旅客や貨物のトラック輸送を貨車や船舶に切り替えることにより、二酸化炭素の排出削減を図る方式のこと。
ラ行	ライフサイクルアセスメント（LCA）	物品の生産から廃棄までの環境負荷量などを調査、分析して評価する手法。
	六ふっ化硫黄（SF6）	1960年代から電気および電子機器の分野で絶縁材などとして広く使用されている化学物質で、人工的な温室効果ガス。使用料はそれほど多くないが、近年新たな用途開発の進展に伴い需要量が増加している。100年間のGWPは、二酸化炭素の23,900倍。HFCs、PFCsと共に、京都議定書で削減対象の温室効果ガスの一つに指定された。

出典) 全国地球温暖化防止活動推進センターホームページ「用語集」
 国立環境研究所 ECI ネット「環境用語集」

第3次嘉手納町地球温暖化防止実行計画

令和3年度～令和7年度

(令和2年度実績報告)

令和3年12月

株式会社 沖縄環境経済研究所

〒904-2234 沖縄県うるま市州崎 12-57

TEL : 098-934-4231